

京都大学	博士（文学）	氏名	金 玄 耿
論文題目	平安貴族社会の身分秩序と家格の形成過程		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、日本の古代から中世への移行期とされる平安時代において、身分秩序がどのように転換し、中世的な家格が形成されたかを論じるものである。</p> <p>序章「古代から中世への転換と身分・家格の問題」では、日本における古代から中世への転換に関する議論を整理し、この問題を考える場合、身分と家格の問題を解決することが肝要であるとする。これまでの研究では、1940～50年代に摂関期・院政期が古代国家の崩壊期とされたが、60年代以降、王朝国家論が10世紀初頭に「初期封建国家」への転換を認めた。ところが90年代になると、10世紀後半を画期として中世的な政治体制・社会関係が生成されたとする議論が登場し、今に至っている。こうしたなか論者は、まずは平安時代の支配層が形づくった貴族社会の編成形態に注目することで、転換の時期とその実像が把握できると主張する。すなわち、律令官人社会が天皇と官人の君臣関係を基軸としていたのに対し、平安貴族社会では権門を中心とする秩序が生まれ、各階層の固定化が進み、公卿への昇進ルートと関わりながら貴族の家格が成立する。そうした家格の成立時期を確定し、新たな身分秩序の形成を把握することにより、中世化の問題が解決できるとする。その際、身分・家格に関連する史料用語、なかでも「貴種」「公達」「良家」といった言葉の変遷を跡づけるという方法を提示する。</p> <p>第1章「古代の「種」観念とその変遷」は、「貴種」「将種」といった言葉によって表現される身分観念とその変遷について検討する。中世においては、個人の出生によって身分が決定されるという種姓観念が存在したとされるが、「種」「種姓」「貴種」などの表現は古代史料にも見られるため、古代・中世を通じた検討が必要である。論者によれば、9世紀には蝦夷や渡来系氏族の出自を表わすために「種」が使われ、また官人たちについても祖先以来の職掌にかかわる「貴種」「将種」などの語が用いられた。しかし、11世紀に変化が生じ、「将種」が消え去るとともに、「貴種」は「凡種」と対になり、家柄の貴賤を表わす意味を持ち始める。こうして古代の「種」観念は、平安貴族社会が展開し、身分秩序が固定化していくなかで、仏教的な再解釈を加えられながら、11～12世紀には中世の種姓観念へ転換した、と論じている。</p> <p>第2章「平安貴族社会と「貴種」」では、「貴種」概念についてさらに考察を深める。「貴種」はこれまでも学術用語として多用されてきた。中世の王家・摂関家などの権門の身分が「貴種」と呼ばれたり、武家社会における棟梁の家柄が「貴種」の語</p>			

で説明されたりした。また、古代史では天皇の血統につながる存在を「貴種」と表現する傾向があり、賜姓源氏や藤原氏が「貴種」と呼ばれてきた。しかし、論者が強調するのは、研究者たちが各時代の史料用語から立論するのは良いとしても、古代と中世の「貴種」概念に必ずしも一貫性が見られないことである。そこで、古代から中世前期までの「貴種」について、その用例を綿密に検討したところ、(1)9世紀に現われた「貴種」は高位高官をもつ「王臣家」の子孫一般を指したが、(2)王臣家が中世的権門に成長するなかで「貴種」が権門身分に関わる語となり、(3)11世紀後半には、それまで大臣・公卿を出し続けた権門の家柄の者だけが「貴種」と呼ばれるようになった、という変遷が跡づけられるとする。変化の画期としては11世紀後半が重要であるが、それとともに10世紀中葉以来、藤原忠平の子孫によって摂関が継承されたことも見逃せないとする。

第3章「家格としての公達の成立」は、「貴種」と同じく、上級貴族の家格を指す語とされてきた「公達（君達）」について再検討する。ここでも用例の博搜、変化の検出という手法がとられ、10世紀末に家格と関わる語となったとする学説を批判している。論者によれば、「公達」とは本来、摂関・大臣・公卿などの子弟を指す語であり、11世紀には藤原忠平の子孫や宇多天皇以降の源氏について用いられた。これが身分・家格に関わる語に変じたのは、11世紀後半のことである。それまでに公卿への昇進が困難になり、地下身分のまま経歴を終える公達が増えており、彼らを朝廷の諸役に動員するために「地下公達」という枠が設定された。その「地下公達」が「公達」と略称されるようになり、「貴種」の家格に対する「公達」の家格という認識が生まれた、と結論づける。

第4章「院近臣と貴族社会の身分秩序—実務官僚系近臣を中心に—」では、以上のような「貴種」「公達」の語の変遷を押さえた上で、「清華」「名家」などの家柄が現われた院政期について、貴族社会の身分秩序が確立していくさまを検討する。院政期には、公卿への昇進が難しい「諸大夫層」が「院近臣」として取りたてられ、固定的な身分秩序を打破したとされてきた。しかし、論者の調査したところでは、院に近侍し、蔵人・弁官から公卿へと取りたてられた院近臣たちは確かにいるが、そうした人々は高藤流藤原氏と高棟流桓武平氏に限られている。彼らが「名家」を構成するのだが、それは「清華家」と同様、きわめて限定的な存在であって、身分秩序を打破するには至らなかった。むしろ確立されつつあった秩序を補完・強化する役割を果たしたとし、そうした点から11世紀後葉～12世紀前葉の白河院政期が家格・身分秩序の確立期であったと評価する。

第5章と第6章は、貴族（公家）社会以外の部分、すなわち中世国家を相互補完的に成り立たせた寺家・武家について、身分秩序の転換を論じる。

第5章「平安時代の寺院社会と「良家」」では、寺院社会において「良家」と呼ばれ

た人々とその身分について考える。平安時代には、貴族の子孫が出家することが増え、寺院社会では上級貴族層出身の僧侶が特に優遇されるようになる。そうした僧侶が「貴種」とか「良家」と呼ばれたが、従来の研究ではこれを階層差を示すものと考えてきた。しかし論者によれば、もともと貴族社会では「貴種」「良家」はほぼ同じ意味で使われており、それがそのまま寺院社会に持ち込まれた。11世紀後半には貴族層出身の僧侶が増え、法会参仕によって昇進を果たし、寺院社会の上層部に入るようになった。そうした人々が「貴種」とも「良家」とも呼ばれたとする。ただし、12世紀になると、貴族社会では「良家」は受領層・諸大夫について用いられ、その上層の「貴種」と区別されるようになるが、それは寺院社会に反映しなかった。寺院社会と貴族社会の身分呼称はこうして乖離し、研究者を迷わせることになったという。

第6章「平安後期における武士の階層移動—越後城氏の事例を中心に—」では、「良家子」を自称した越後城氏という武士の家を取り上げ、武士身分のあり方、武士社会内部での階層秩序、さらに12世紀におけるその変動について論じる。越後城氏はこれまで単なる地方武士ではなく、京でも活動していたとされてきたが、論者はこれを明確に否定する。彼らが勢力拡大をとげたのは平清盛と関係を結んだためであり、「良家」、つまり諸大夫の地位を自称するようになる。治承・寿永の内乱では平家に味方してさらに発展したが、平家没落後は、鎌倉殿・源頼朝を頂点する武家社会の秩序が確立し、越後城氏は上昇を望めなくなった。こうした点から、武家社会でも院政期に身分・家格が生まれていたこと、鎌倉幕府の樹立まではまだまだ流動的な部分があったこと、などを述べる。

終章では、多岐にわたった論点を総括する。古代には天皇に奉仕する位階・職掌が大切であったが、中世になると権門（または諸大夫）として維持していく地位・職能のほうが重視されるようになった。この変化によって、古代的な官人秩序から中世的な身分秩序への転換が発生し、家格もそれとともに形成されていく。「貴種」「公達」「良家」といった用語から考えれば、家格の原型は10世紀後半に現われ、11世紀後半には確立したと考えられる。古代から中世への転換は、この2段階の変化を経て達成された。新しい意味内容をまとった家格・身分用語は、貴族社会全体を規定するものとなるが、やがて寺家権門・武家権門が形成されると、そうした用語には若干の偏差が発生した。しかし、基本的には社会全体の秩序に関わる語として、その後も中世的な身分秩序・家格を表わし続けた。これが論者の結論とするところである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本の古代から中世への移行期とされる平安時代において、身分秩序がどのように転換し、中世的な家格が形成されたかを論じるものである。全体は本論6章から構成され、その前後に序章と終章が配されている。

7世紀から10世紀に至る古代律令体制の時期には、身分秩序は「天皇－有位者－公民－奴婢」と定まり、有位者層は地位・職能を世襲することなく、天皇と君臣関係を結んだ。しかし、平安時代にはかかる身分秩序が崩れ、特に有位者層は「権門－諸大夫－侍」に分化し、「貴種」と呼ばれる権門を頂点に、上下さまざまの家格が発生した。家格によって職能も固定され、中世的な身分秩序が確立していく。

古代から中世への移行を考えるためには、こうした身分秩序の変容に注目し、その時期と要因を見きわめることが肝要である。家格については数多くの研究があるが、論者によれば、それらには大きな問題があった。身分・家格を示す「貴種」などの基本用語を、時期的変遷や史料の文脈に無頓着なまま、学術用語として用いたため、理解にさまざまな混乱が生じているという。そこで論者は、身分や家格に関する史料用語を長いスパンで博搜し、それらの変遷を厳密にたどり、従来の理解を一新することに成功した。以下、本論文の構成に沿って、顕著な成果を述べることにする。

第1章「古代の「種」観念とその変遷」は、「種」の語で表現される身分観念について検討する。9世紀には蝦夷や渡来氏族の出自を表わす「夷種」などの語が使われ、官人にも父祖の職能によって「貴種」や「将種」が用いられた。11世紀になると「貴種」は「凡種」と対をなす、家柄の貴賤を表わす意味を帯び始める。その背景には貴族社会の構造化があり、さらに仏教的な解釈が加わって、12世紀までに「生まれによって身分が決まる」という中世の種姓観念が確立したとする。中国古典や仏典にも目配りしつつ、身分に関わる基本用語の変遷を解明した、刮目すべき新研究である。

第2章「平安貴族社会と「貴種」」では、「貴種」について考察を深める。論者によれば、9世紀に始用された「貴種」は高位高官をもつ「王臣家」の子孫一般を指したが、王臣家が中世的権門に成長するなかで「貴種」が身分を示す語となり、11世紀後半には大臣・公卿を出し続ける権門の家柄の者だけが「貴種」と呼ばれるようになったという。この考察により、武家の棟梁の家柄を「貴種」と理解するような武士論は存立基盤を失い、貴族社会こそが中世的身分秩序の揺籃であったことが論証された。今後の身分制研究の出発点となる、きわめて重要な論考と評価できる。

第3章「家格としての公達の成立」は、やはり上級貴族の家格を指す「公達（君達）」について検討する。「公達」はもともと摂関・大臣・公卿の子弟を指す語であったが、やがて藤原氏・源氏の一部に限られるようになった。11世紀後半には、昇殿できない「公達」が現われたため、彼らを宮廷儀礼に奉仕させるため「地下公達」の枠が設定される。その後の「公達」は「地下公達」の略称として用いられ、「貴種」の家格につぐ「公達」の家格の呼称となった、と論者は述べる。身分秩序の変容時期の確定、「陰干の公達」という特殊用語の解明もさることながら、貴族社会の秩序に

における宮廷儀礼の重要性を再認識させた点は、やはり特筆すべきであろう。

第4章「院近臣と貴族社会の身分秩序」では、院政期に「清華」「名家」などの家格が現われ、身分秩序が確立したさまを検討する。この時期には諸大夫層が「院近臣」として取りたてられ、身分秩序を揺るがしたとされるが、論者の検討によれば、それは高藤流藤原氏と高棟流平氏に限られることであった。彼らが「名家」を構成しても、「清華」と同じく、身分秩序の打破には至らない。むしろ確立しつつある秩序を補完・強化する役割を果たしたとし、かかる観点から11世紀後葉～12世紀前葉の白河院政期を、家格・身分秩序の確立期と評価する。史料用語の検討からいったん離れて、貴族社会における中世的身分秩序の確立を包括的に見通した論考である。

第5章と第6章では、貴族社会以外、すなわち日本中世国家を相互補完的に構成していた寺家・武家へも論を拡げ、それぞれにおける身分秩序の転換を論じる。

第5章「平安時代の寺院社会と「良家」」では、寺院社会の身分を考える。平安時代には貴族子弟の出家が増え、そうした僧侶が「貴種」や「良家」と呼ばれた。論者によれば、貴族社会では本来、「貴種」「良家」はほぼ同じ意味で使われ、それが11世紀後半に寺院社会へ持ち込まれた。12世紀には、貴族社会では「良家」は諸大夫に限定され、上層の「貴種」と区別されるようになったが、それは寺院社会に反映されず、身分呼称の乖離を生んだという。貴族・寺院双方の史料を読み解き、中世的身分秩序が集団ごとに偏差をもちつつ形成されたことを、鮮やかに跡づけている。

第6章「平安後期における武士の階層移動」では、越後城氏という武士を取り上げ、武家社会の身分について検討する。越後城氏は単なる地方武士でなく、京でも活動したと考えられてきたが、論者はこれをきっぱりと否定する。彼らは平清盛と結びつくことで勢力を拡大し、「良家」身分を認められた。しかし、平家の没落によって鎌倉殿を頂点とする身分秩序が生まれると、もはや上昇が望めなくなったとする。貴族社会の身分・家格が武家社会に影響したこと、しかし鎌倉幕府の樹立までは流動的であったことを解明した労作である。武士団の事例研究としても役に立つ。

このように、本論文は史料の博搜と綿密な分析により、基本用語の語義と変遷を確定し、中世的な身分秩序・家格の形成を明らかにした、独創的な実証研究である。10世紀後半と11世紀後半に画期を認め、移行期研究に寄与したことも特筆される。今後、「名家」「清華」などの語にも検討を加え、また寺院社会・武家社会の身分をさらに解明することが望まれるが、論者は必ずやその期待に応えてくれるであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2021年1月12日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。